

仕 様 書

1. 業務名

あそうベイパークプロモーション制作・宣伝運用業務

2. 目的

本業務は、あそうベイパーク整備計画に基づき、対馬観光の拠点として整備するあそうベイパークにおいて、「国境の島対馬」の特性や地域資源を活かした SIT の推進による交流人口の拡大及び対馬について学べる拠点施設として多様な分野と連携した総合的な利活用を目指している。本事業にて動画等を中心としたプロモーションを通じて島外の方が対馬の歴史・文化・観光に興味関心を抱き対馬を訪れるきっかけになるだけでなく、リニューアルした当該施設を効果的に PR し観光客が訪れ施設稼働率が向上するきっかけとなる動画を制作・宣伝運用する。

3. 業務内容

(1) PR 素材

リニューアルしたあそうベイパークの PR を中心とし対馬市の観光地・観光資源等を活用した学びの観光を促進するインパクトのある動画とすること

(2) 制作動画

時間・本数・縦型横型・使用する PR 素材数は企画提案によるが、業務内容に沿った複数案を作成し提案すること（想定される動画の使用場面を提案時に示すとともに、いずれも作成する前提で示すこと）

(3) メディア提案

プロモーションを展開するメディア（TV・SNS・雑誌等）を明確に提示すること。複数組み合わせても構わない。

(4) ターゲット

企画提案による

(5) 人物起用

企画提案による

(6) 特記事項

- ① 対馬とあそうベイパークの魅力を一体的に伝え、魅力的な旅行先として「対馬」の認知度や旅行意欲を向上させる動画とすること（「対馬のオートキャンプ場としてあそうベイパーク」のブランド力向上に資するものとし、何がブランド力向上に資するか提案時に示すこと）
- ② 季節に限らず長期間使用できる動画とすること
- ③ 撮影する PR 素材リストを提案すること
- ④ 最低 30 日以上（3）メディア提案による宣伝運営を実施すること

- ⑤ 契約期間中に作成・掲載した SNS や WEB 媒体上の PR コンテンツ（投稿、記事、動画等）については、契約終了後も対馬市から削除依頼がない限り、当該メディア上に継続して掲載すること。削除依頼があった場合は、対馬市の指示に従い速やかに対応すること。（掲載期限のある広告についてはプロポーザル実施時に明示すること）
- ⑥ 契約満了後も作成したプロモーション映像等は対馬市が独自活用できる提案であること。
- ⑦ SNS・WEB 媒体など翻訳対応メディアについては日・英・韓 3 言語切り替え（字幕等）対応とすること。

（8）独自提案

より魅力的な動画となるよう、仕様書に記載のない事項の提案も可

4. 契約期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

5. 納入場所

対馬市 観光推進部 観光交流商工課

6. 成果品

以下の制作物を作成し、納品すること。なお、内容等詳細については、契約時に市と協議のうえ、決定する。

- （1） 制作した映像等を収録したデジタルデータ 5部（HD・USB 等）
- （2） 業務実績報告書 3部

7. 成果品の帰属

成果品に関する著作権は、対馬市 観光推進部 観光交流商工課の履行確認時をもって受注者から対馬市へ移転する。

8. その他

本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上、疑義が生じたときは、担当職員と協議し、その指示によること。

9. 納入先及び担当者

〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地

対馬市 観光推進部 観光交流商工課 担当：黒岩・内山

電話：0920-53-6111（代）

メールアドレス kanko_bussan@city-tsushima.jp